

## 新旧対照表

(下線の部分は変更部分)

新	旧
<p>一般乗用旅客自動車運送事業運送約款</p> <p>第1条～第2条 (略) (運送の引受け)</p> <p>第3条 当社は、次条、第4条の2第2項又は第4条の4の第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2～第4条の3 (略)</p> <p><u>第4条の4 旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為(本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為(以下、「ハラスメント」という。)をいう。)を差し控えていただきます。</u></p> <p><u>2 ハラスメントがあった場合、ハラスメントの中止を求め、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償及び、慰謝料を請求します。</u></p> <p>第5条～第10条 (略)</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業運送約款</p> <p>第1条～第2条 (略) (運送の引受け)</p> <p>第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第4条の2～第4条の3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

(標準運送約款(令和2年11月27日改正)からの変更)